

【先月の動き】

1. 北京で知財サミット開催される

3月27～28日に、北京において、米国商工会議所及び中国国際商会主催の知財サミット (Global Forum on Intellectual Property Rights Protection and Innovation) が開催されました。サミットには、日本、米国、欧州、韓国、ロシア、インド等の産業界及び政府関係者が参加し、知財保護とイノベーション促進の重要性についての議論がなされました。

議論に先立ち、陳國務委員より基調講演がなされ、また、中国、米国、日本の各国政府代表 (田中国知識産権局局長、デュダス米国特許商標庁長官、中嶋日本特許庁長官) から知的財産権保護に関する講演がなされました。

詳細につきましては、主催者のホームページをご覧ください。

<http://ipr.ccpit.org/lzh-3.asp>

=====
【知的財産権部からのお知らせ】

1. 國務院法制弁公室が科学技術進歩法の意見募集稿を公表

改定「中華人民共和國科学技術進歩法 (意見募集稿)」が國務院法制弁公室により公表され、一般から意見公募をしています。公募の締め切りは4月10日となっておりますので、意見のある方は、JETRO 北京センター知的財産権部に連絡いただければ、法制弁公室に提出させていただきます。

なお、知的財産権に関係する部分の仮訳を作成し、知的財産権部のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<http://www.jetro-pkip.org/falv/qt/2007033062787533.pdf>

2. ニュースレター発行日変更のお知らせ。

今号よりニュースレターの発行日を毎月1日に変更させていただき、前月分の中国知財に関する最新の情報をお届けさせていただきます。

また、発行日の変更にあわせ、ニュース・クリッピングの項目の見直しを行いました。今後は以下の観点でニュースを整理し、情報発信させていただきます。

(1) 法律・法規等、(2) 中央政府の動き、(3) 地方政府の動き、(4) 司法関連の動き、(5) 統計関連、(6) その他知財関連

=====
【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 改定科学技術進歩法、意見公募が開始 (法制網 3月22日)
2. 物権法が発表、知的財産の担保に係わる規定を明確化 (国家知識産権局 3月21日)
3. ソフトウェア・集積回路産業をバックアップへ 07年新政策 (CCID 3月7日)
4. 國務院、商業特許経営の管理条例を公布 知財権保護に効果期待 (中経網 3月4日)
5. 中国独自のデジタル・オーディオ産業基準が公布 (新華社 1月21日)

○中央政府の動き

1. 農業部が中国初の農業植物新品種保護発展計画を発表（中国政府ポータルサイト 3月20日）
2. 国務院法制事務室：ネット著作権、空前の脅威に直面（新華網 3月19日）
3. 温総理：工業デザインの重視を指示（国家知識産権局 3月15日）
4. 中国政府公式サイトに消費者向けエンフォースメントコーナー設置（新華網 3月15日）
5. 温家宝政府活動報告：国の知財戦略の制定と実施急げ（国家知識産権局 3月5日）
6. 国務院「ハイテク産業とバイオ産業の発展目指す」（人民網 3月1日）
7. 対外的な著作権作業に4つのポイント 国家版權局（人民網 2月28日）

○地方政府の動き

1. 天津税関、06年知財保護活動で大きな成果（天津市知財通報センター 3月19日）
2. 湖北省の知財権保護プロジェクトが本格始動（中国保護知識産権網 3月15日）
3. 山東省の裁判所、知財権訴訟の判決書をウェブ公開へ（国家知識産権局 3月15日）
4. 偽造品・偽造商標を別送する新たな手口、山東・黄島税関が摘発（新華網 3月13日）
5. 北京、3基礎裁判所に知財権法廷を新設（国家知識産権局 3月13日）
6. 復旦大学の「復旦」が上海市の著名商標に認定（人民網 3月8日）
7. 中国本土初の知的財産権仲裁センター、厦門に設立（新華網 2月25日）

○司法関連の動き

1. 知的財産法の制定へ、代表124人が計4議案を提出 全人代（新華社 3月12日）
2. 呉副総理へ「商標登録取り消しの裁定基準の統一を」提案 全人代代表（新民晩報 3月12日）
3. 商標に関する手続きの簡素化を 全人代代表が提案（京華時報 3月12日）
4. 「知財保護システムの本格化を」最高裁の張人大委員提案（錢江晩報 3月12日）
5. 海賊版めぐる裁判で海外の映画3社が勝訴 上海（人民網 3月7日）

○統計関連

1. 特別取り締まり活動「山鷹2号」、知財侵害2300件を摘発（新華社 3月19日）
2. 中国知財当局、06年の法執行活動のデータ発表（国家知識産権局 3月16日）
3. 06年前半、工商当局から公安当局への商標案件送致が大幅増（国家工商行政管理総局 3月16日）
4. 06年国際商標登録出願数、中国は世界第8位（中国保護知識産権網 3月15日）
5. ソフトウェア著作権登録件数、史上最高に 2万件突破（人民網 3月2日）

○その他知財関連

1. 中国、06年の研究開発費3000億元に GDP比1.4%（チャイナネット 2月26日）

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★1. 改定科学技術進歩法、意見公募が開始 ★★★

改定「中華人民共和國科学技術進歩法（意見募集稿）」が3月22日、国務院法制弁公室により公表され、一般からの意見公募が開始された。

意見募集稿には、①企業による技術開発への投資を奨励、指導するための体制②財政による技術開発投資の収益を向上させるための体制③国外から導入された技術の活用と再開

発のための制度④青年科学技術者の役割を十分果たせるための体制——の確立、充実などが含まれる。

一般からの意見をまとめてさらに修正を加えた後、国務院常務委員会に審議のために提出される予定。（法制網 2007年3月22日）

★★★2. 物権法が発表、知的財産の担保に係わる規定を明確化★★★

第十期全国人民代表大会第5回会議では3月16日、「物権法」が採択され、第62号国家主席令により公布された。全体でおよそ22000文字、総則、所有権、用益物権、担保物権、占有といった5編に分ける19章、247条の規定から構成され、2007年10月1日より施行される。

同法第17章には知的財産権における財産権担保の問題については、「商標専用権、専利権、著作権など知的財産権における財産権を担保に入れる場合、当事者は書面による契約書を締結しなければならない。担保権は主管部門の登記を経た後に成立する。知的財産権が担保に入れられた後、第三者に対する譲渡または使用許諾を行うことはできない。ただし、担保を提供した者と担保権者がこれについて協議を経て同意した場合は除く。担保を提供した者が担保に入れた、知的財産権における財産権の譲渡または使用許諾により取得した対価は、担保権者への債務の早期弁済またはそのための準備金にしなければならない。」などと規定している。（国家知識産権局 2007年3月21日）

★★★3. ソフトウェア・集積回路産業をバックアップへ 07年新政策★★★

情報産業部電子製品司の陳英副司長は、3月6日に開かれた「2007年全国ソフトウェア業界協会ワークショップ」で、ソフトウェア・集積回路産業の育成政策「ソフトウェア・集積回路産業発展条例」が2007年末にも打ち出される見通しを明らかにした。

同条例は、2000年に打ち出された「ソフトウェア産業および集積回路産業の奨励にかかる若干の政策」（通称18号文書）をさらに進めたもの。18号文書はこれまで、両産業の発展を大きく促してきた。また、別の消息筋によれば、国家発展改革委員会の指揮によりまとめられた「ソフトウェア産業および集積回路産業の発展のさらなる奨励に関する若干の政策」は、すでに審議用の草稿が作成され、各方面からの意見収集が続いている。情報産業部幹部に近い消息筋によれば、同政策は年内にも発表され、実施に移される計画という。

実際、同条例は2004年から制定が提案されており、これまで業界専門家や関連の部・委員会（省庁）、地方当局などから幾度もヒアリングが行なわれている。現在の草稿はすでに5稿目。昨年以降、業界内では新政策の発表が絶えずささやかれているが、まだ実現していない。（CCID社ウェブサイト2007年3月7日）

★★★4. 国務院、商業特許経営の管理条例を公布 知財権保護に効果期待★★★

国務院の温家宝総理はこのほど、第485号国務院令に署名し、「商業特許経営管理条例」を公布した。「中国知識産権報」の記者が商務部を取材したところによると、同条例は2007年5月1日に施行される。同条例が確立する「2店1年」（2つ以上の直営店、1年以上の経営期間）という許認可制度、特許所有者の記録記載、情報公開制度などが、特許経営の知的財産権保護の促進に役立つことが期待される。

同条例は、5章34条で構成される。同条例によると、商業特許経営とは、登録商標、企業標識、専利（特許、実用新案、意匠）、専門技術などの経営資源を持つ企業が、契約を通してその所有する経営資源を他の経営者が使うことを許可し、特許所有者が契約の約定に基づいて、統一された経営モデルにおいて経営を行い、特許所有者に特許経営費用を支払う経営活動を指す。

同条例は、企業以外の組織や個人が特許所有者として特許経営活動に従事することを禁じている。特許所有者が特許経営活動に従事するには、少なくとも2つの直営店を持ち、かつ経営期間が1年を超えることが条件となる。（中国経済網 2007年3月4日）

★★★5. 中国独自のデジタル・オーディオ産業基準が公布★★★

情報産業部は20日、独自の知的財産権を有するデジタル・オーディオ電子産業基準「マルチチャンネル・デジタル・オーディオの符号化・復号技術規範」を公布した。長期にわたって外国企業にコントロールされていたこの分野の局面が打破されつつある。中国が独自に開発した同技術の主要機能は、国際的にも先端レベルに達している。音質の良さ、圧縮効率の高さ、復号の難しさ、エラー許容度の高さなどが優れているという。

同部のロウ勤儉副部長は「中国のデジタル・オーディオ産業には長期間、核心技術と基準が欠落しており、利益の大部分が海外の特許機関に回っていた。今回の基準公布で、中国のデジタルAV産業は将来の発展へ主導権を取ることができるだろう」と述べた。（新華社 2007年1月21日）

○中央政府の動き

★★★1. 農業部が中国初の農業植物新品種保護発展計画を発表★★★

中国の農業育種の革新と新品種の利用普及を推進し、農業植物の新品種の保護を強化するために、農業部は先ごろ「『第11次五カ年計画』農業植物新品種保護発展計画」を発表した。これは中国初の農業植物新品種の保護発展計画である。

20日に開催された全国農業植物新品種保護戦略シンポジウムで農業部科学技術教育司の張鳳桐司長が紹介したところによると、この計画は中国の農業植物新品種の育成、保護、運用、管理の4つの段階をとらえて、関連の法規、制度や技術支援、管理サービスを整備して「第11次五カ年計画」期間の中国の農業植物新品種の保護発展における4つの重点を明確にしている。

農業の育種革新の奨励メカニズムと品種権取引促進の管理方法を確立する。技術支援システムを整備し、新

農業の育種革新の奨励メカニズムと品種権取引促進の管理方法を確立する。技術支援システムを整備し、新品種の申請や審査、テスト、授権、情報開示のデジタル化を実現する。管理サービスシステムを整備し、地域協力の法執行メカニズムと重大案件の共同監督処理制度を追求し、権利侵害や偽造行為を取締り予防し、品種権者の合法的な権利を保護する。国際植物新品種保護連盟メンバー国との協力を強化し、関連規則の制定に積極的に参加し、また国内の育種者による国外の品種権申請を支援し、中国の育種業の対外進出を推進する。（中国政府ポータルサイト 2007年3月20日）

★★★2. 国務院法制事務室：ネット著作権、空前の脅威に直面★★★

国務院法制事務室の張穹副主任は3月17日、深センで開かれた「インターネットと知的財産権をめぐる刑事法律保護シンポジウム」の中で、「インターネットは知的財産権に関する法律に、これまでにない衝撃をもたらしている。P2P（不特定多数のコンピューターの相互接続によるファイル交換）、ブログ、一時的蓄積（ストリーミング放送のバッファリング等）など技術の登場により、インターネット著作権の保護には新たな課題が生まれている」と指摘した。

張副主任は、2020年をめどに革新型国家を打ち立てるという目標について、「革新型国家を測る尺度の一つは、知識経済の社会発展に対する貢献率が70%に達すること」と指摘。「これは、中国が今後、インターネット著作権を含む知財保護をより強化することを意味する」とした。（新華網 2007年3月19日）

★★★3. 温総理：工業デザインの重視を指示★★★

温家宝総理と国務院の関連責任者はこのほど、中国工業デザイン協会の朱?Z 理事長から提出された工業デザインへ発展に関する提案を受け、工業デザインを強く重視するよう指示した。

中国工業デザイン協会が提出した同提案の中では、中国が工業デザインの発展に力を入れることの重要性が強調されている。工業デザインは製品の創造性を凝縮したものであり、外観デザインに関する知的財産権（意匠権）の土台となる。工業デザインのレベル向上は、そのまま中国の意匠権のレベル向上につながる。温総理ら国務院幹部による今回の工業デザイン重視の指示は、今後の意匠権事業や知的財産権事業の発展を大きく促すとみられる。（国家知識産権局 2007年3月15日）

★★★4. 中国政府公式サイトに消費者向けエンフォースメントコーナー設置★★★

「開かれた政府」の推進と、よりよいサービスのため、中国政府の公式サイト（中国政府網 <http://www.gov.cn/>）では3月15日の「国際消費者権益デー」より「執法監管（法執行と監督管理情報）」コーナーを開設しました。（<http://www.gov.cn/zfjg/>）

今後、同コーナーを通じて、消費者と密接な関係にある行政によるエンフォースメント・監督管理情報を発表する。消費者は中国政府の公式サイトにアクセスすることで、国務院関連部門による公告情報をいち早く得ることができる。

同コーナーは「最新発表」、「食品」、「薬品」、「広告」、「消費」、「教育」、「知的財産権」、「医療・衛生」、「環境」、「気象」の10項目に分かれており、それぞれ国務院関連部門が提供する情報が載せられている。今後は公衆の要望などに踏まえて、項目設置を見直す予定である。（新華網 2007年3月15日）

★★★5. 温家宝政府活動報告：国の知財戦略の制定と実施急げ★★★

国務院の温家宝総理は5日、第10期全国人民代表大会（全人代）第5回会議の政府活動報告の中で、国の知的財産権戦略の制定と実施を急ぎ、確実に知財保護を強める考えを示した。

温総理は今後必要になる活動として、次の内容を挙げた。▽産業構造の改善や自主革新の推進を急ぐ▽基礎研究を強化し、最先端技術や社会的公益性の研究を強化する▽企業を主体とし、市場に立脚した方向性を持ち、かつ産・学・研が連携する技術革新システムの構築を急ぐ▽自主革新の奨励システムを整え、革新を奨励かつバックアップする財務・税務政策、金融政策、政府調達政策を実行する▽ベンチャー投資を積極的に拡大する▽国の知的財産権戦略の制定と実施を急ぎ、確実に知財保護を強化する▽国民の科学的素養向上のための行動計画を継続する。（国家知識産権局 2007年3月5日）

★★★6. 国務院「ハイテク産業とバイオ産業の発展目指す」★★★

国務院は2月28日、第11次五カ年計画（2006～2010年）期間中のハイテク産業とバイオ産業の発展問題について研究する会議を開催した。国務院の曾培炎副総理と陳至立国務委員も会議に出席し意見を述べた。会議では、機会をつかみ、市場に向き合い、企業が主体となり、政策による後押しを強めることでハイテク産業を大きく発展させ、バイオ産業をハイテク分野の支柱に、また国民経済の主要産業に成長させていくことが強調された。

会議では両産業を発展させるための政策環境構築には、ハイテク産業の発展に有利な投資融資政策の体系を構築し、技術基準システムを規範化し、知的財産権保護システムを確立し、産業組織体制と業界サービス体制を整えることが必要であるとした。（人民網 2007年3月1日）

★★★7. 対外的な著作権作業に4つのポイント 国家版權局★★★

国家版權局の関係者はこのほど、中国の2007年の対外的な著作権作業の重点は、著作権に関する国際的な機関との交流と協力を強化し、投資環境を改善し、国家イメージを向上し良好な外部環境を作り出すことであると、4つの方面の作業に重点を置くと述べた。「中国新聞出版報」が伝えた。

(1) 著作権に関する国際機関との交流と協力を強化し、世界知的所有権機関(WIPO)における国際的に重大な著作権問題に関する協議と著作権新条約制定作業に積極的に参加する。

(2) 発展途上国との交流に力を入れる。

(3) 中・米、中・EU、中・日、中・オーストラリア間などに存在する知的財産権問題を積極的かつ確実に処理する。特に中米関係の処理に重点を置き、対外開放、投資環境改善、国家イメージを向上して良好な外部環境を作り出すことに力を入れる。

(4) WIPOとの良好な協力関係を引続き強固なものとし、「WIPO 2007年アジア太平洋地域の実演者著作権と関連権利検討会」を成功させる。(人民網 2007年2月28日)

○地方政府の動き

★★★1. 天津税関、06年知財保護活動で大きな成果★★★

天津税関は2006年、知的財産権を保護するための法執行(エンフォースメント)活動を積極的に進めた。輸出入活動による知財権侵害、違法行為を厳しく取り締まり、成果を上げている。

天津税関は同1年間、輸出入貨物をめぐる知財権侵害案件32件を立件調査した。被害総額は2426万7000元で、押収された衣料品・靴・帽子などは200万点に上る。これら商品による商標専用権の侵害は、「ADIDAS」、「NIKE」の国外ブランドのほか、「長城」、「鑽石」などの国内ブランド46件に及んだ。また、摘発活動により、北京五輪のマスコット「福娃」のシンボルマークなどの知財権侵害も阻止された。

天津税関では、知的財産権の保護や法執行を担当する行政部門のほか、国内外の知財権権利者との幅広い協力により、共同で知財保護に当たっている。米国のナイキ、オランダのフィリップス、米国のジョンソンアンドジョンソンなど、グローバル企業7社の知財保護担当者を招き、知財保護のための技能研修を実施。大量の写真資料や実物を使い、第一線で働く法執行係員に国外の知財保護状況、偽造品の識別技術などを伝えることで、権利侵害にあたる貨物の摘発能力を高めている。(天津市知財通報センター 2007年3月19日)

★★★2. 湖北省の知財権保護プロジェクトが本格始動★★★

湖北省黄石市知識産権局の聯同公安などの部門は3月13日午前、同市の大型の流通市場や薬局などに対して、専利(特許、実用新案、意匠)をめぐる専門検査を実施した。これにより、湖北省の07年知財権(専利)保護プロジェクトが本格始動したことになる。

専利をめぐる違法行為を取締り、権利者や一般の人々の合法的な權益を守り、社会主義市場経済の秩序を維持するため、湖北省知識産権局は知財権(専利)保護の07年専門プロジェクトを立案した。3月中旬から5月末にかけて、専利を管理する各級部門が全省を範囲として2カ月半にわたる取締り活動を実施する。流通市場の検査、集団による専利侵害、反復権利侵害などの典型的案件を重点的に処理し、他人の専利の無断使用や偽称などの違法行為や詐欺行為を厳格に取締る。湖北省知識産権局の関係者は近日、プロジェクトを確実に実施するために、襄樊市、咸寧市、鄂州市などに行き、プロジェクトの実施状況を検査する計画だ。(中国保護知識産権網 2007年3月15日)

★★★3. 山東省の裁判所、知財権訴訟の判決書をウェブ公開へ★★★

山東省高級人民法院はこのほど、知的財産権に対する司法保護と司法面のPRを強化するため、今年ウェブサイト「山東法院知識産権審判ネット」(<http://www.sdipr.gov.cn>)

を十分に利用し、有効な裁判関連文書をすべてウェブサイト上に公開し、重大かつ国外に関連する案件の宣伝に力を入れることを決定した。

近年、山東省の知的財産権に関する裁判の分野は拡大を続けている。伝統的な専利（特許、実用新案、意匠）に関する権利侵害、商標権侵害、著作権侵害などの案件から、不正競争、コンピュータソフトウェア、ネットワーク、データベース、ドメイン名、植物の新品種、科学技術における研究成果の帰属などの紛糾案件に拡大している。同省各級裁判所が昨年審理した知的財産権関連案件は計 1017 件に上り、権利侵害、模造品製造、海賊版製造などの行為を法に基づいて制止、制裁した。（国家知識産権局 2007 年 3 月 15 日）

★★★4. 偽造品・偽造商標を別送する新たな手口、山東・黄島税関が摘発★★★

山東省の黄島税関はこのほど、偽造品と偽造商標をそれぞれ別便で輸出するという、新たな手口による商標権侵害を摘発した。同案件はすでに当局へ送致された。

押収されたのは、河北省石家荘市の染物会社のポリエステル製プリント布。黄島税関は、通関手続の時点で商標権侵害の恐れがあると判断し、対応策を手配した。係員による開梱検査で、コンテナ内の布地には商標がなく、布地の傍から大量の商標ラベルの入った袋が見つかった。係員は、貨物が目的地についた後で貨物に貼り付けるつもりだったと判断している。

これまでの検証の結果、袋内のラベルの商標は、すでに別の会社から税関登録されたもので、商標専用権の侵害に当たることが確認された。押収された貨物は計 296 パッケージ、34 万 8000 元余りに相当する。

税関係員によると、ニセ商標ラベルと貨物を別送する手口は見つかりにくく、黄島税関で見つかったのは初めてで、全国的にも摘発件数は少ない。新たな手口の登場で、税関の取り締まりに新たな課題が生まれている。（新華網 2007 年 3 月 13 日）

★★★5. 北京、3 基礎裁判所に知財権法廷を新設★★★

北京市の東城区、西城区、豊台区の三つの基礎（地方）裁判所で 3 月 6 日から、知的財産権に関する民事訴訟が受理されるようになった。これにより、同市の地方裁判所の知財権法廷は 2 つから 5 つに増えた。北京市全体では、知財権訴訟を扱う裁判所は 3 等級に拡大し、知財権法廷は 8 つに増加した。

今回新たに知財権法廷を設立した 3 つの地方裁判所はいずれも、市内でハイテク産業、文化産業、現代的サービス業の発展が比較的速いエリアに建っている。いずれのエリアでも、知財権保護がきわめて困難で、知財権をめぐる訴訟の数も比較的多い。

規定によると、北京市の地方裁判所の知財権法廷は、専利（特許、実用新案、意匠）や植物の新品種、IC 設計などに関する紛糾案件以外の知財権民事訴訟を審理する権利を持つ。具体的には、商標権、著作権、不正競争、技術提携をめぐる、訴訟金額が 250 万元以下の民事訴訟であり、海外や香港・マカオ・台湾の案件は含まれない。（国家知識産権局 2007 年 3 月 13 日）

★★★6. 復旦大学の「復旦」が上海市の著名商標に認定★★★

上海市工商行政管理局はこのほど、復旦大学に「上海市著名商標証書」を交付した。復旦大学が学校（教育）サービスにおいて登録し使用する「復旦」は上海市の著名商標となる。上海の大学で教育サービスの著名商標を認定されるのは初のケース。

復旦大学は 1905 年に創立され、長い歴史を持つ国内外でも人気のある有名校。一部の民間教育機関は許可なく復旦の名前をかたり活動を行っており、このように「復旦」の名前とマークが違法に使用されることで、同大学の社会的名誉とイメージが大きく傷つけられている。これらの商標権侵害行為を抑制するには、商標登録して上海市著名商標に申請することが効果的だ。復旦大学側は、この著名商標を商業開発に用いることはしないと強調している。（人民網 2007 年 3 月 8 日）

★★★7. 中国本土初の知的財産権仲裁センター、廈門に設立★★★

福建省廈門市にこのほど、廈門調停委員会知的財産権調停センターが設立された。中国本土では初の知財専門の仲裁センターとなる。知財をめぐるトラブルの専門的、迅速、かつ効果的な解決を目指す。

廈門市調停委員会の張斌主任は「廈門に知的財産権仲裁センターが設立されたことで、業界専門家のリソースをより合理的に配分し、より適格な法律サービスが提供できる」と述べる。

同センターは今後、必要に合わせて審理手続きを定め、専門調停員リストや調停規則を作成した上で、調停員を利用者に推薦することになる。利用者は、トラブル解決を依頼する機関、信頼できる専門調停員を選べるほか、トラブルの具体的内容に合わせた調停手続き、提訴地を選ぶこともできる。（新華網 2007年2月25日）

○司法関連の動き

★★★1. 知的財産法の制定へ、代表124人が計4議案を提出 全人代★★★

第10期全国人民代表大会（全人代）第5回会議では、知的財産法の制定に関する4つの議案がそれぞれ連名で提出された。合わせて124人の全人代代表が名を連ねた。同大会秘書処（事務局）議案チームが明らかにした。代表からの議案提出は計518件。

これまでと同様、食品の安全に関する問題に議案が集中した。一方、知財権に関する4つの議案は、知的財産権法の制定を求めている。（新華社 2007年3月12日）

★★★2. 呉副総理へ「商標登録取り消しの裁定基準の統一を」提案 全人代代表★★★

全国人民代表大会（全人代）の李葵南代表は、商標の異議申し立てに関する裁定について、商標権の侵害行為に関する全国統一の判断基準制定を求める提案書を送った。

李代表は、提案書に記載した内容は、これまでに何度も主張してきたものだ話す。李代表によれば、中国の商標法では、「馳名商標」の認定を受けた有名ブランドに酷似した商標を使用した場合のみ、商標権の侵害と認定できる。一方、最高人民法院（最高裁）の司法解釈では、より範囲の広い「知名商標」、つまり工商当局がある程度の社会的知名度を認めたブランドであれば、侵害行為が成立することになる。

李代表は今回提案書を提出した理由として、「最高人民法院の司法解釈は、裁量の柔軟性を拡大したもので、混乱や不要なトラブルを招きやすい」と述べる。提案書を通して、工商部門を担当する呉副総理の注意を促したい考えだ。これにより、一本化された合理的な判断基準の早期成立を目指す。（新民晩報 2007年3月12日）

★★★3. 商標に関する手続きの簡素化を 全人代代表が提案★★★

全国人民代表大会（全人代）と人民政治協商会議全国委員会（全国政協）の開催期間中、飲料メーカーの杭州娃哈哈集团有限公司の宗慶后・董事長兼総経理（会長兼社長）は、現行商標法の改正、特に商標登録手続きの簡素化を訴えた。

宗慶后氏は、現行制度では商標の審査に短くて2年、長ければ7~8年が必要であり、商標権の不確実性を招き、商標保護にマイナスになっていると指摘する。宗氏は会議に提出した「『商標法』における商標審査手順規定の適度な簡素化に関する提案」の中で、商標局が初期審査をすでに公告した商標については、再度の異議審査手続きを廃止し、異議申し立てと再審査のプロセスに統合するよう提案。これにより、商標局の作業量を減らし、商標登録までの時間を短縮できるとしている。（京華時報 2007年3月12日）

★★★4. 「知財保護システムの一本化を」最高裁の張人大委員提案★★★

第10期全国人民代表大会（全人代）の代表を務める最高人民法院（最高裁）諮問委員会の張啓ビ（木に眉）委員は、このほど開かれた第10期全人代第5回会議で「知的財産権の司法保護の強化——わが国の知的財産権保護制度の改革と改善に関する提案」を提出した。同提案は、代表らの関心を集めている。

張委員は「知的財産権とは私権の一つであり、世界各国では一般的に、知財権の司法保護モデルが一本化されている」と指摘する。張委員によれば、行政機関が知財権侵害の取り締まりや調査を行うのは中国の特色だが、知財権をめぐるトラブルは当事者間の民事トラブルであり、国家機関の役割・権力の配分モデルに従えば、当事者が司法的手続きにより解決すべき問題であり、行政機関が処理すべきものではない。現在、専門家を含む国内外の多数の人が意見を寄せており、中国が国際社会と足並みを揃え、知財権をめぐる法執行や保護のモデルを見直し、知財権の司法保護を強め、行政によるエンフォースメントを縮小、ひいては適切な時期に廃止するよう呼びかけている。

中国は1980年代以降、知財権をめぐるトラブル解決については、行政・司法による二本立て体制を採用している。張委員はこれについて、現在の経済発展に釣り合わないばかりか、現代的な法制度とは大きくかけ離れており、知財権トラブルに対する国際社会の司法環境とは大きな隔たりがあると指摘した。

従いまして、張委員は知財権トラブル解決の二本立て体制の廃止を提案。国務院が国益や全体的な情勢を考慮しつつ、検討や検証を重ね、現在行なわれている国家知財戦略の策定作業、専利（特許）法や商標法の制定作業などと合わせ、同問題を検討し、解決すべきだとしている。

張委員はかつて、8年間にわたり浙江省高級人民法院院長を担当、同院では全国に先駆けて知的財産権法廷を設置している。（銭江晩報 2007年3月12日）

★★★5. 海賊版めぐる裁判で海外の映画3社が勝訴 上海★★★

上海市第一中級人民法院（地裁に相当）で6日、海外の映画配給会社が原告となった海賊版をめぐる3件の訴訟の公開審理が行われた。同法院は被告の上海楽影音像製品公司に対し、知的財産権を侵害する海賊版DVDの販売を停止するとともに、原告のニュー・ライン・シネマ、ディズニー、ワーナー・ブラザーズの3社に経済的賠償および訴訟費用として計2万5千円を支払うよう命じた。

ニュー・ライン・シネマは映画「指輪物語」第一部「旅の仲間」の著作権者。ディズニーは「ナショナル・トレジャー」「Mr. インクレディブル」、ワーナー・ブラザーズは「ビフォア・サンセット」の著作権者。2006年7月、これら3社の社員は被告から上記作品の海賊版DVDを購入し、購入過程について検証を行った。その後、3社はそれぞれ同法院に知的財産権侵害賠償請求訴訟を提起し、被告に対し海賊版の販売を停止し、公開の謝罪を行い、海賊版の影響を取り除くとともに、経済的損失を賠償し、訴訟費用を支払うよう求めた。（人民網 2007年3月7日）

○統計関連

★★★1. 特別取り締まり活動「山鷹2号」、知財侵害2300件を摘発★★★

公安部（警察）は2006年3月以降、全国の公安機関を挙げて、知的財産権関連の犯罪に対する特別取り締まり活動「山鷹2号」を展開している。06年末現在の集計によれば、同活動で立件された知財侵害案件は3000件近くに上り、摘発件数は2300件を超えた。容疑者の逮捕は3600人余り、被害総額は15億元近くに上る。取り締まり活動は犯罪行為への強い抑止効果を生じ、知財関連犯罪の蔓延が抑えられ始めている。（新華社 2007年3月19日）

★★★2. 中国知財当局、06年の法執行活動のデータ発表★★★

中国各地の知識産権局が 2006 年に受理した特許・実用新案・意匠に関するトラブルは、1270 件に達した。処理が完了した案件は 973 件。うち、特許・実用新案・意匠の権利侵害をめぐる案件は 1227 件受理され、952 件の処理が完了した。権利侵害以外のトラブルは 43 件受理され、21 件の処理が完了。このほか、他者の特許・実用新案・意匠を装った案件 33 件を摘発、特許・実用新案・意匠の詐称案件 933 件を摘発した。動員された法執行（エンフォースメント）の係員はのべ 2 万 475 人。商業施設 7780 カ所、商品 296 万 8249 点が検査された。公安部門（警察）に送致された案件は 12 件、警察以外へ移送された案件は 32 件、他部門からの移送案件は 35 件。他部門との共同法執行は 469 回、他省（または自治区・直轄市）との知識産権局間の共同法執行は 129 回、地域間協力による共同法執行は 32 回行われた。（国家知識産権局 2007 年 3 月 16 日）

★★★3. 06 年前半、工商当局から公安当局への商標案件送致が大幅増★★★

各クラスの工商行政管理機関から公安機関（警察）に送致された商標権侵害案件は 2006 年上半期、60 件に上った。案件の容疑者は 61 人。

同年、全国の工商行政管理機関は、商標専用権の保護を引き続き強め、さまざまな措置打ち出し、商標権侵害案件の警察への送致を強化している。案件の送致は、エンフォースメントの効果を高める重要な措置であることを踏まえ、法に基づく適切な法執行を堅持しつつ、犯罪に当たる案件に対する司法の刑事責任追及を徹底し、罰金と引き換えに刑事責任を回避する道を断った。また、警察との協力・連携の強化も図られた。2006 年 1 月、国家工商行政管理総局と公安部は、「商標専用権の侵害にあたる違法犯罪の取り締まり活動における連携協力の強化に関する暫時規定」を発表。各クラスの工商当局は、犯罪に当たる商標侵害案件の移送手続きで、警察当局との意思疎通や協力を強め、取り締まりを強化している。（国家工商行政管理総局 2007 年 3 月 16 日）

★★★4. 06 年国際商標登録出願数、中国は世界第 8 位★★★

世界知的所有権機関（WIPO）は 15 日、同機関が 2006 年に受理した国際商標登録の出願数は 3 万 6471 件で過去最多となり、前年より 8.6%増だったと公表した。ドイツ、フランス、米国の出願数が上位 3 位を占め、中国は第 8 位だった。

同機関商標登録事務の責任者は記者会見で「中国企業の去年 1 年間の出願数は 1328 件で全体の 3.6%を占めた」と述べた。

中国は 2006 年、出願先指定国として 2 年連続最多になったという。指定とは、企業が国際商標登録を出願する際に商標権がどの国で保護を受けるのか明確に指定すること。指定される件数が多いほど、外国企業のその国での貿易が多いことを意味する。（中国保護知識産権網 2007 年 3 月 15 日）

★★★5. ソフトウェア著作権登録件数、史上最高に 2 万件突破★★★

中国のコンピュータソフトウェア著作権の登録件数は 2006 年、再び史上最高を更新し、初めて 2 万件を突破して 2 万 3095 件（前年同期比 26.45%増）に達した。中国著作権保護センターがこのほど明らかにした。

同年受理されたソフトウェア登録申請には、「コンピュータ・ソフトウェア保護条例」「コンピュータ・ソフトウェア著作権登記弁法」などの法規、および行政規則によって定められた各ソフトウェア登録申請手続きが含まれており、全て法的手続きに従って行われた。うち、「ソフトウェア著作権事項の初歩証明」とされるソフトウェア著作権登録申請の受理件数がほとんどを占めた。ソフトウェア著作権の登録件数の伸び率は、中国ソフトウェア業界において知的財産権をもつソフトウェアの割合が増加していることを反映するとともに、中国の著作権に関する法的環境が改善しつつあることの反映といえる。（人民網 2007 年 3 月 2 日）

○その他知財関連

★★★1. 中国、06年の研究開発費 3000 億元に GDP 比 1.4%★★★

科学技術部の徐冠華部長は、29日に開催された全国科学技術会議の席で、2006年の中国の研究開発(R&D)費支出総額が前年比22%増の3000億元に達し、GDPに占める割合が史上最高の1.4%となったことを明らかにした。

研究開発費投下額のGDPに占める割合の上昇は、政府と企業の自主的革新における努力を反映するものである。2005年の中国のR&D支出総額は2450億元で、同年のGDPに占める割合が1.34%。「第11次五カ年計画要綱」では、2010年の研究開発費のGDPに占める割合は2%になる。

2006年は、政府の科学技術拠出金が安定的な伸びを示し、そのうち、中央財政の科学技術拠出金は前年比19.2%増の716億元となった。これと同時に、2006年には、14の省・直轄市において、財政による科学技術拠出金の伸び率は50%を上回り、いくつかの省・直轄市の財政による研究開発費支出額は前年比1倍以上伸びた。

2006において、中国は科学技術の面で大きな進展が見られ、企業の革新能力がさらに向上し、特許、論文などの科学技術面の成果が引き続き拡大し、ハイテク産業も急速に発展し、ハイテク製品の国際競争力が明らかに強くなり、科学技術の経済・社会の発展への貢献度にも一定の改善が見られることになった。(チャイナネット 2007年2月26日)

=====
中国の知財関連情報全般、関係法律全文訳、本メールマガジン・バックナンバー等をご覧になりたい方は、当事務所ホームページにアクセス下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 後谷 陽一

=====
※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved